



2025年3月17日

三島信用金庫

暗号資産交換業者へのお振込みについて

記

平素より当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

昨今、インターネットバンキングに係る不正送金事犯をはじめ、還付金詐欺や架空料金請求詐欺等をはじめとする特殊詐欺の被害金が、暗号資産交換業者あてに送金される事例が多発しております。

当金庫では、こうした情勢を踏まえ、お客さま保護および不正送金防止等の観点から、暗号資産交換業者へのお振込みに際し、以下の枠内のお振込みについてはお断りさせていただきます。

《振込名義変更による暗号資産交換業者への振込み》

- ・暗号資産交換業者の金融機関口座に対し、送金元口座（法人口座を含む）の口座名義人名と異なる依頼人名で行う振込み

なお、同様のお取引が確認された場合、お取引の一部(または全部)を制限させていただくことがございます。

また、お客さまが詐欺被害に遭われていないかなど不正送金(振込)の未然防止のため、振込み理由を確認するとともに、必要に応じて疎明資料等を提出していただきます。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、こうした取組みにご理解いただきご協力くださいますようお願い申し上げます。

以上

